

第5次三鷹市基本計画策定に向けた基本方針

令和5年9月

三 鷹 市

はじめに

市の最上位計画である「三鷹市基本構想」の改正案では、「あすへのまち三鷹」をまちづくりの目標に掲げ、この目標を「高環境・高福祉のまちづくり」によって実現するとしています。基本構想を実現するために策定する基本計画は、基本構想が示す施策の方向に沿って各論を体系化し、市が取り組むべき施策の方向性や目標指標、主要事業の概要などを盛り込むなど、計画行政の基盤となるものです。

現行の「第4次基本計画」は、平成23年度から令和4年度までの12年間を計画期間としていましたが、コロナ禍に直面し、各施策の進捗に影響が生じていることなどから、令和5年度まで1年間延長しました。令和5年度は、基本構想の改正と整合を図りながら、新たな計画となる「第5次基本計画」策定の起点となる年度に当たります。

基本計画と整合及び連動を図りながら策定・改定している各個別計画については、具体的な取組やスケジュールを盛り込んだ内容となっています。これまで、基本計画と同じ年度に個別計画を改定してきましたが、基本計画策定のプロセスを通して、個別計画のあり方を精査し、役割分担の見直しを図りながら、段階的な改定に取り組めます。

今般の基本計画の策定に当たっては、市民参加でまちづくり協議会の政策提案などを反映することにより、市民と未来のまちの姿を共有し、協働のまちづくりを進める新たな一歩となるものです。基本計画の策定、個別計画の改定に当たっては、まちの声を丁寧に反映し、市民とともに実践していく指針として策定します。

1 基本的な考え方

(1) 「選択と集中」による優先課題の設定

度重なる自然災害への備えとともに、付加価値の高い公共施設の更新などにより、市内全域の防災機能と強靱性を高める「防災都市づくり」を優先課題とします。

また、地域の力の再生による新たなコミュニティの創生、多くの市民に選ばれ、まちの活性化につながる未来への投資を加速する視点で、「選択と集中」により重点化を図りながら、各施策を推進します。

(2) 市民参加

市民参加でまちづくり協議会による新たな市民参加の実践を通して、多くの政策提案が提出されています。政策提案に込められているアイデアを受け止め、市の職員がカタチにすることで、多くの市民の声を多層的に積み重ねた市民参加を中心に置いた計画とします。

(3) 人口推計

三鷹市将来人口推計（令和5年9月策定）を、第5次基本計画の基礎とします。

(4) 各施策の目標設定

令和4年度に実施した市民満足度調査の調査項目と連動する指標（KGI）を各施策に設定し、計画期間（4年間）での達成度を評価します。また、客観的な統計データを指標（KPI）として設定し、毎年の事業の進捗状況や達成度を評価します。

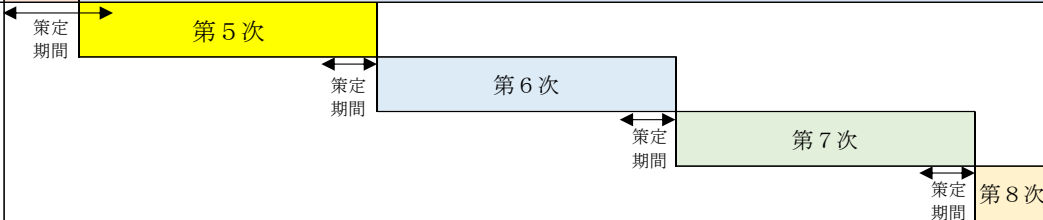
(5) 施策の体系

基本構想の改正案では9の施策とし、防災・減災や安全・安心、自治の視点を明確にしながら、「高環境・高福祉のまちづくり」を進めることとしています。施策を進めるための各論についても体系を見直すとともに、目的別の施策をつなぐ都市経営の視点を加え、相乗効果が生じる施策展開を図ります。

2 計画期間

市議会議員及び市長選挙の任期に連動するため、選挙の翌年度である令和6年度を始期とします。これまでは計画期間を12年間とし、4年ごとに見直しを行ってきましたが、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、計画期間を令和9年度までの4年間とし、主要事業の方向性を盛り込んだ内容とします。

以後、4年ごとに計画策定を行いますが、中長期的な施策の実効性の基礎となる人口推計及び財政状況並びに長期的な視点が必要となる施策（三鷹駅前再開発事業や東京外かく環状道路など）については、計画期間を超えた12年間の見通しを示します。

年号	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	SS
西暦	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
選挙	○				○				○				○	
構想	現基本構想	次期基本構想(～2050)												
基本計画														

3 基本計画と個別計画の機能的な役割分担

第5次基本計画は令和6年6月に、個別計画は令和7年3月に確定します。第5次基本計画は、引き続き、まちづくりのビジョンとして「施策の方向」と「主要事業」などを端的に示すものとします。個別計画には、基本計画の体系に基づく各事業の目標やスケジュール、詳細な取組内容等を盛り込むことで、基本計画と個別計画の機能的な役割分担、整合及び連動を図ります。

なお、個別計画の改定は、個別計画の必要性について検討を行いながら、原則、第4次基本計画第2次改定の際に同時に策定・改定した個別計画を中心に行います。

4 『三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略』及び『三鷹市の教育に関する大綱』

「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく『三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、国の「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて地方版として策定することが求められています。第5次基本計画は、「地方版総合戦略」としての内容を備えていることから、三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略としても位置付けます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めた「三鷹市の教育に関する大綱」については、該当部分を引用する形で基本計画に盛り込みます。

5 スケジュール

別紙のとおり

